

反社会的勢力の排除条項追加に伴う各種貯金規定の改定等について

J A 岩手ふるさと

J A 岩手ふるさとでは、平成 19 年 6 月に公表された、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を踏まえ、暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引の停止や解約に関する規定を、各種貯金規定に加えることといたしました。

つきましては、平成 23 年 3 月 1 日付で各種貯金規定に下記の反社会的勢力の排除条項を導入し、同日より新规定の適用を開始いたします（規定によって条項の追加箇所、表記は異なります）。

また、これに併せて貯金口座の開設時などのお申込みの際、お客さまより「反社会的勢力ではないこと」を表明・確約していただくことといたします。

なお、表明・確約した内容が虚偽であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合には、取引を停止または解約させていただくこととなります。

J A 岩手ふるさとでは、今後とも反社会的勢力との関係遮断・関係解消のため取組みを強化してまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

この貯金口座は、第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号に一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

- 1 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- 2 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- 3 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

※ 改定後の規定については、既にお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

※ なお、改定後の規定全文をお求めの場合は、窓口にてお申しつけください。

以 上